

避難指示解除準備区域（葛尾村）において養蜂業を営み、生体の日本蜜蜂と蜂蜜を巣箱ごと販売していた申立人について、棚卸資産である巣箱の財物損害が原発事故の影響割合を7割として賠償されるなどした事例。

2012

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

- 1 申立人X2分 精神的損害（中間指針第5次追補第2の4 ⑤本件事故発生時に妊娠中であったことにもなう増額分）

金90,000円

（平成23年3月11日から平成23年3月31日まで）

- 2 申立人X2分 精神的損害（中間指針第5次追補第2の4 ④乳幼児の世話を恒常的に行ったことに伴う増額分）

金1,280,000円

（平成23年7月1日から平成30年3月31日まで）

- 3 財物損害（棚卸資産） 金1,249,500円

### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金261万9500円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年10月16日

（仲介委員 高木 佳子）